

万国郵便連合憲章の第十一追加議定書

万国郵便連合憲章の第十一追加議定書

アビジャンにおいて大会議として会合した万国郵便連合加盟国の政府の全権委員は、千九百六十四年七月十日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章第三十条2の規定に鑑み、批准、受諾又は承認を条件として、同憲章に対する次の改正を採択した。

第一条

憲章前文を次のように改める。

前文

郵便業務の効果的運営によつて諸国民間の通信連絡を増進し、かつ、文化、社会及び経済の分野における国際協力という崇高な目的の達成に貢献するため、

締約国政府の全権委員は、批准、受諾又は承認を条件として、この憲章を採択した。

万国郵便連合（以下「連合」という。）の任務は、次のことを行うことにより、全世界の住民間の通信を容易にするため、効率的で利用しやすい普遍的な郵便業務の質の永続的発展を促進することである。

相互に連結したネットワークから構成される単一の郵便境域における郵便物の自由な流れを保障すること。

公平で共通の標準の採用及び技術の使用を奨励すること。

利害関係者間の協力及び相互作用を確保すること。

効果的な技術協力を促進すること。

利用者の変化するニーズを確実に満たすこと。

第二条

憲章第一条を次のように改める。

第一条 連合の範囲及び目的

1 この憲章を採択する諸国は、郵便物の相互交換のため、万国郵便連合と称する政府間機関の枠組みの下で、単一の郵便境域を形成する。継越しの自由は、連合の文書及びこれらの追加議定書（以下「連合の文書」と総称する。）に定める条件に従い、連合の全境域において保障される。

2 連合は、郵便業務の組織化及び完成を確保し、かつ、この分野において国際協力の増進を助長するこ

とを目的とする。

3 連合は、加盟国が要請する郵便に関する技術援助にできる限り参加する。

第三条

憲章第一条の二を次のように改める。

第一条の二 定義

1 連合の文書の適用上、次の用語は、次に定義する意味を有する。

1.1 「郵便業務」とは、連合の文書により定められ、及び規律される範囲の全ての国際郵便業務をい
い、郵便物の取集、処理、送達及び配達を確保することによつて加盟国の一定の社会的及び経済的目
的を達成することを主たる業務とする。

1.2 「加盟国」とは、次条に規定する条件を満たす国をいう。

1.3 「単一の郵便境域」とは、連合の文書の締約国が、連合の文書に定める条件に従い、継越しの自由
を尊重した上で郵便物の相互交換を確保し、及び他の領域又は地域からの継越郵便物を差別すること
なく自国の郵便物と同様に取り扱い扱う義務を負う境域をいう。

1.4 「継越しの自由」とは、仲介加盟国が、連合の文書に定める条件に従い、内国制度における郵便物に対する取扱いと同様の取扱いにより、他の加盟国への継越しのために引き渡された郵便物を送達することを確保する原則をいう。

1.5 削除

1.6 削除

1.6 の二 「郵便物」とは、通常郵便物、小包郵便物、郵便為替証書等加盟国の指定された事業体により差し出される個々の物を意味する包括的な用語であり、その詳細は、万国郵便条約（以下「条約」という。）、「連合の約定（第二十二条に規定するもの）」及びこれらの施行規則において定める。

1.7 「指定された事業体」とは、郵便業務を運営し、及び自国の領域において連合の文書から生ずる関連する義務を履行するために、加盟国によつて正式に指定された政府機関又は非政府機関をいう。

1.8 「留保」とは、加盟国が、連合の文書（憲章及び一般規則を除く。）の規定の自国への適用上その法的効果を排除し、又は変更することを意図する例外条項をいう。いずれの留保も、前文及び前条に規定する連合の趣旨及び目的と両立するものでなければならない。留保については、正当な理由を有

するものとし、及び当該留保が対象とする文書の承認に必要な多数によつて承認されなければならない。また、当該文書に係る最終議定書に規定する。

第四条

憲章第四条を次のように改める。

第四条 例外的関係

1 自国の指定された事業体が連合に包含されない地域のために郵便業務を代行する加盟国は、他の加盟国の仲介者となるものとする。条約及びその施行規則の規定は、この例外的関係に適用する。

第五条

憲章第八条を次のように改める。

第八条 限定連合、特別取極

1 加盟国又は、加盟国の法令に反しない限り、その指定された事業体は、限定連合を設立し、及び郵便業務に関する特別取極を締結することができる。ただし、関係加盟国が締約国となつてゐる文書の規定よりも公衆に不利な規定をその特別取極に入れないことを条件とする。

2 限定連合は、連合が開催する大会議、管理理事会、郵便業務理事会、小会議その他の会議にオブザーバーを派遣することができる。

3 連合は、限定連合の大会議、小会議その他の会議にオブザーバーを派遣することができる。

第六条

憲章第九条を次のように改める。

第九条 国際連合との関係

1 連合と国際連合との関係は、その本文がこの憲章に附属している協定によつて規律される。

第七条

憲章第十一条を次のように改める。

第十一条 連合への加入又は加盟、手続

1 国際連合加盟国は、連合に加入することができる。

2 国際連合加盟国でない主権国は、連合員としての加盟を請求することができる。

3 連合への加入又は加盟請求の文書は、憲章その他連合の義務的な文書への加入の正式の宣言を伴わな

ければならない。その加入又は加盟請求の文書は、関係国政府が国際事務局長に送付するものとし、同事務局長は、加入を通告し、又は加盟請求について加盟国に諮問する。

4 国際連合加盟国でない国は、その請求が加盟国の少なくとも三分の二によつて承認された場合には、連合員として加盟したものとされる。諮問の日から起算して四箇月以内に自国の回答が国際事務局によつて受領されなかつた加盟国は、棄権したものとみなされる。物理的手段又は安全な電子的手段により同事務局に提出される回答には、関係する加盟国の政府当局から正当に委任を受けた代表者が署名しなければならぬ。この4の規定の適用上、「安全な電子的手段」とは、データの処理、保管及び送信のために使用されるあらゆる電子的手段であつて、加盟国による回答の提出の際にそのデータの完全性、保全性及び秘密性を確保するものをいう。

5 加入又は連合員としての加盟は、国際事務局長が加盟国政府に通告する。加入又は加盟は、その通告の日から効力を生ずる。

第八条

憲章第十二条を次のように改める。

第十二条 連合からの脱退、手続

- 1 各加盟国は、関係国政府が国際事務局長に対して行う憲章の廃棄通告によつて、連合から脱退する権能を有するものとし、同事務局長は、この通告を加盟国政府に通知する。
- 2 連合からの脱退は、国際事務局長が1の廃棄通告を受領した日から起算して一年の期間が満了した時に効力を生ずる。

第九条

憲章第二十一条を次のように改める。

第二十一条 連合の経費、加盟国の分担金

- 1 各大会議は、次の経費の最高限度額を定める。
 - 1.1 連合の年次経費
 - 1.2 次回の大会議の開催に係る経費
- 2 1に規定する経費の最高限度額は、やむを得ない場合には、一般規則の関係規定に従うことを条件として、超過することができる。

3 連合の経費（2の規定に基づく超過分を含む。）は、加盟国が共同で負担する。このため、各加盟国は、一般規則に定める関係規定に従って、自国が属することを希望する分担等級を選定する。

4 第十一条の規定による加入又は加盟の場合にも、関係国は、同様に、一般規則に定める関係規定に従って、連合の経費の分担上自国が属することを希望する分担等級を選定する。

第十条

憲章第二十二条を次のように改める。

第二十二条 連合の文書

1 憲章は、連合の基本的文書とする。憲章は、連合の組織規定を内容とし、留保の対象とならない。

2 一般規則は、憲章の適用及び連合の運営を確保するための規定を内容とする。一般規則は、全ての加盟国について義務的な文書とし、留保の対象とならない。

3 条約及びその施行規則は、郵便業務に適用される共通の規則を内容とする。これらの文書は、全ての加盟国について義務的な文書とする。加盟国は、自国の指定された事業体が、条約及びその施行規則から生ずる義務を履行することを確保する。

4 連合の約定及びその施行規則は、それぞれ、その締約国である加盟国間の業務を定め、及び規律する（条約及びその施行規則で定め、及び規律するものを除く。）。連合の約定及びその施行規則は、その締約国である加盟国のみを拘束する。当該締約国である加盟国は、自国の指定された事業体が、連合の約定及びその施行規則から生ずる義務を履行することを確保する。

5 3及び4に規定する施行規則は、条約及び連合の約定を実施するために必要な細目手続を内容とするものとし、大会議において行われた決定を考慮して、郵便業務理事会が定める。

6 3から5までに規定する連合の文書の場合により附属する最終議定書は、当該文書に対する留保を内容とする。

第十一条

憲章第二十五条を次のように改める。

第二十五条 連合の文書への署名並びにこれらの文書の認証、批准、受諾及び承認並びにこれらの文書への加入

1 大会議が作成した連合の文書には、加盟国の全権委員が署名する。

- 2 施行規則については、郵便業務理事会の議長及び事務局長が認証する。
- 3 連合の文書については、署名国がそれぞれ自国の憲法上の規則に従つてできる限り速やかに批准し、受諾し、又は承認する。

4 削除

- 5 いずれかの加盟国がその署名した連合の文書を批准せず、受諾せず、又は承認しない場合にも、当該文書は、これらを批准し、受諾し、又は承認した加盟国に関しては、効力を害されることがない。

- 6 加盟国は、大会議内部規則に定める関連する手続に従い、自国が署名しなかつた連合の文書に、いつでも加入することができる。

- 7 加盟国の連合の文書への加入は、次条の規定に従つて通告する。

第十二条

憲章第二十六条を次のように改める。

第二十六条 連合の文書の批准、受諾及び承認並びにこれらの文書への加入の通告

- 1 連合の文書の批准書、受諾書、承認書及び加入書は、できる限り速やかに国際事務局長に寄託するも

のとし、同事務局長は、その寄託を加盟国政府に通告する。

第十三条

憲章第二十七条を次のように改める。

第二十七条 約定への加入

削除

第十四条

憲章第二十八条を次のように改める。

第二十八条 連合の約定の廃棄

1 各加盟国は、第十二条に規定する条件を準用して、一又は二以上の連合の約定への参加を終止する権能を有する。

第十五条

憲章第二十九条を次のように改める。

第二十九条 議案の提出

1 加盟国は、自国が締約国となつている連合の文書に関する議案を大会議に、又は大会議から大会議までの間において提出する権利を有する。

2 もつとも、憲章及び一般規則に関する議案は、大会議にのみ提出することができる。

3 また、施行規則に関する議案は、国際事務局を通じて郵便業務理事会に提出するものとする。

第十六条

憲章第三十条を次のように改める。

第三十条 憲章の改正

1 この憲章に関する議案で大会議に提出されたものは、採択されるためには、少なくとも投票権を有する連合加盟国の三分の二により承認されなければならない。

2 大会議が採択した憲章の改正は、追加議定書の対象となり、その大会議が定める日に効力を生ずる。

この改正は、第二十二條1に定める憲章の義務的性質に影響を及ぼすことなく、加盟国ができる限り速やかに批准し、受諾し、承認し、又は加入するものとする。その批准書、受諾書、承認書又は加入書は、第二十六條に定めるところに従つて取り扱う。

第十七条

憲章第三十一条を次のように改める。

第三十一条 一般規則、条約及び連合の約定の改正

- 1 一般規則、条約及び連合の約定は、それぞれ当該文書に関する議案の承認のための条件を定める。
- 2 一般規則、条約及び連合の約定の改正は、追加議定書の対象となり、大会議が定める日に効力を生ずる。これらの改正は、第二十二條に定める連合の文書の義務的性質に影響を及ぼすことなく、加盟国ができる限り速やかに批准し、受諾し、承認し、又は加入するものとする。その批准書、受諾書、承認書又は加入書は、第二十六條に定めるところに従つて取り扱う。この2の規定は、大会議から大会議までの間に採択された条約及び連合の約定の改正について準用する。

第十八条 この追加議定書の効力発生及び有効期間

この追加議定書は、二千二十二年七月一日に効力を生じ、無期限に効力を有する。

以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、これらの規定が憲章中にある場合と同一の効力及び同一の

価値を有するものとしてこの追加議定書を作成し、国際事務局長に寄託される本書一通に署名した。万国郵便連合国際事務局は、その謄本一通を各加盟国に送付する。

二千二十一年八月二十六日にアビジャンで作成した。

